

# 第58回大阪府スポーツ少年大会 競技別交流大会開催基準要項

## 1 総 則

スポーツ少年大会開催の趣旨に従い、大阪府スポーツ少年団競技別交流大会（以下「大会」という。）を開催するため、この基準を定めるものとする。

## 2 大会の名称

大会の名称は、「第58回大阪府スポーツ少年大会〇〇競技の部」と称する。  
ただし、全国大会・近畿ブロック大会の予選会を併せて実施するときは、兼〇〇大会大阪府予選会と付する。

## 3 目 的

大会は、日本スポーツ少年団団員綱領の実践を目指し、府内スポーツ少年団の交流活動の促進と、地域における団活動の活発化を図るものである。

## 4 性 格

大会は、府内各単位団を対象とする体育・スポーツの交流の場である。

## 5 主 催 者 等

- (1) 大会の主催者は、公益財団法人大阪府スポーツ協会大阪府スポーツ少年団とする。
- (2) 大会の主管は、大阪府スポーツ少年団各地区連絡協議会がこれにあたる。
- (3) 大会の運営は、大阪府スポーツ少年団競技専門部ごとに組織された実行委員会がこれにあたる。
- (4) 大会の後援には、適切な団体を認めることができる。

## 6 開催基本方針

- (1) 大会は、毎年1回開催する。
- (2) 大会で実施する競技は、日本スポーツ少年団に登録された単位団の活動種目で、原則として、次に掲げるすべての条件を満たす種目とする。
  - (ア) その種目を主活動とする単位団が3団以上であること。
  - (イ) 2以上の地区（地区とは、9地区に設置された地区スポーツ少年団連絡協議会をいう）の交流が図られるものであること。
  - (ウ) 参加人員が60人以上見込まれること。
- (3) 大会を実施できない競技種目の団員については、野外活動・軽スポーツ等を通じて交流の場が得られるよう考慮する。
- (4) 大会の主管は、地区の持ち回りを原則とする。

## 7 開催期間

原則として4月1日～翌年2月末とする。

## 8 参加資格

参加資格は、当該年度に日本スポーツ少年団に登録された団員を対象に、実行委員会が、細部について協議のうえ決定するものとする。

ただし、出場できる競技は1人1種目1種別を原則とする。

## 9 大会経費

大会の経費は、公益財団法人大阪府スポーツ協会大阪府スポーツ少年団分担金のほか大会に参加する者から参加負担金を徴収することができる。

参加負担金の額は、可能な限り低額とし、原則として1人300円以内において実行委員会が決定する。

## 10 表彰

各実施競技において、種別の第3位までの入賞者に賞状を授与する。

## 11 大会参加章

大会に参加した役員・指導者・団員に与えるための参加章は、大阪府スポーツ少年団において所要数を取りまとめ、一括作製のうえ、各競技別実行委員会に配布する。

(付 則)

- 1 大会の実行委員会は、本要項の規定並びに、実行委員会の協議により決定した事項に基づき、実施要項を別に作成しなければならない。
- 2 大会の事務処理を円滑に行うため、別に定める「大会事務処理要項」に基づき処理するものとする。
- 3 本要項は、昭和58年4月22日から施行する。

昭和58年4月22日 制定

平成14年6月 5日 一部改訂

平成23年6月13日 一部改訂

平成25年2月18日 一部改訂

平成31年4月 1日 一部改訂